

## 【参考】入湯税及び引上げ分の地方消費税交付金充当事業一覧

### ■入湯税

入湯税は地方税法第701条の規定により以下のような費用に充てるものとされています。

- ・環境衛生施設の整備
- ・鉱泉源の保護管理施設の整備
- ・消防施設等の整備
- ・観光施設の整備
- ・観光振興

#### 〈令和6年度 入湯税の使途状況〉

区分	事業名	事業費	当該事業の財源内訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源等	
						入湯税	その他
観光施設の整備	観光情報センター管理費	24,252	-	-	405	10,928	12,919
観光振興	鳴門市うしお観光協会補助金	18,000	-	-	-	9,000	9,000
合 計		42,252	-	-	405	19,928	21,919

※「令和3年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」（令和3年1月20日総務省事務連絡）により、入湯税の趣旨を踏まえ、「入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その使途を明確にすること」とあることから、使途を明示するものです。

### ■引上げ分の地方消費税交付金

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる「社会保障4経費」、「その他社会保障施策に要する経費」については、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	740,330 千円
(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	10,278,818 千円

#### 〈令和6年度 引上げ分の地方消費税交付金の使途状況〉

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	うち引上げ分の地方消費税交付金
		国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	障がい者福祉事業	2,373,053	1,897,925	-	-	475,128
	高齢者福祉事業	65,250	-	-	10,385	54,865
	児童福祉事業（母子父子福祉事業含む）	3,274,579	2,278,243	-	1,575	994,761
	生活保護扶助事業	1,311,740	1,034,428	-	-	277,312
	小 計	7,024,622	5,210,596	-	11,960	1,802,066
社会保険	国民健康保険事業	602,636	284,088	-	-	318,548
	後期高齢者医療事業	1,222,316	197,947	-	-	1,024,369
	介護保険事業	985,607	61,251	-	-	924,356
	小 計	2,810,559	543,286	-	-	2,267,273
保健衛生	救急医療対策事業	49,128	35,360	-	-	13,768
	予防接種事業	274,395	90,522	-	19,372	164,501
	母子保健事業	87,319	23,547	-	-	63,772
	健康増進事業	32,795	1,260	-	595	30,940
	小 計	443,637	150,689	-	19,967	272,981
合 計		10,278,818	5,904,571	-	31,927	4,342,320
						740,330

※「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日総務省通知）により、消費税率の引上げにより増加した地方消費税交付金の充当について、使途を明示したものです。